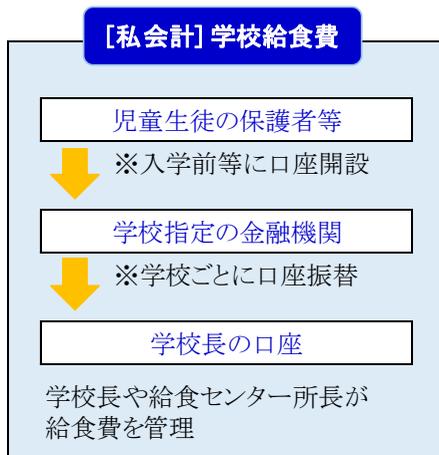


平成32年度から学校給食費の管理を市が行います ～学校給食費の公会計化に関する条例を制定しました～

花巻市では、平成32年4月から市立小学校、中学校全30校における学校給食費を、市の歳入歳出予算に計上し管理する「公会計」方式に移行するため、平成31年3月7日、「花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」を制定しました。

現在、花巻市の学校給食費は、学校又は学校給食センターが給食費を徴収・管理し、食材業者へ直接支払する「私会計」方式としていますが、平成32年度から、花巻市が学校を通さず直接、口座振替等により徴収する「公会計」方式として取り扱います。

【現状】



【平成32年度以降】



条例等の概要

(1) 花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

条例では、趣旨、学校給食の実施、学校給食費の納付等、児童生徒・保護者等の権利義務に関する事項や、市が行う学校給食費の徴収等について規定します。

(2) 花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則

規則では、学校給食の実施日数及び学校給食費の額の定め方、納期限に関すること、減免に関すること、手続きに関する様式等を規定します。

※条例及び規則の施行日は、平成32年4月1日ですが、施行前から学校給食費の管理に関する手続き(口座登録等)を行う必要があることから、平成31年3月定例会に上程し、制定したものです。

公会計化により得られる効果

学校給食費を公会計化することにより、次のような効果が期待されます。

(1) 教職員の多忙化解消

教職員における学校給食費の管理及び滞納者対応等に係る負担軽減を図ります。

(2) コンプライアンスの向上

市の予算に位置づけることにより、市財務規則等に基づいた管理運営を行います。

(3) 債権債務の明確化

保護者に対し、市が債権者であることを明確化します。

(4) 保護者の利便性向上及び負担軽減

市指定金融機関から選択できるようになります。また、振込手数料は市が負担します。